

1. 事業の必要性・概要

我が国における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント等の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策については、工場・事業場の固定発生源、自動車等からの排出削減対策を積極的に講じてきているものの、これら対策による効果が得られず、依然として深刻な状況が続いている。

今後、大気汚染の状況を踏まえ、有効な大気汚染原因物質の排出抑制対策を講じていくためには、対策の検討のために必要な基本情報となる固定発生源から排出される大気汚染物質の排出量を的確に把握していく必要がある。

非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、停電・災害等非常時に稼働させる常用・非常用を兼用する発電機を排出基準等に係る規定の適用を免除して非常時に使用する場合に、大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、排出基準等の規制の措置について結論を得ることとされたことから、調査する必要がある。

また、平成 25 年度に改正された大気汚染防止法（以下、改正大防法）に基づく、建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策について、その実効性を確実なものにするため、施行の状況を調査及び検討するとともに、改正大防法を広く国民、事業者にも周知する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27	H28
大気汚染防止法施行状況調査					→
建築物の解体等における石綿の飛散防止対策検討調査			→		→
非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査			→		
大気汚染物質排出量総合調査	調査	集計		調査	集計

3. 施策の効果

大気汚染物質の排出量等を的確に把握することで、適切な大気汚染防止施策を実施できるようになり、良好な大気環境の維持が図られる。

また、事業者等における建築物等の解体等作業の適正実施の意識が向上し、建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止が一層図られる。

大気汚染防止規制等対策推進費(平成26年度) 18百万円(7百万円)

大気汚染防止法施行状況調査

地方自治体(158)(H25.4.1現在)
【対象施設】ばい煙発生施設、
揮発性有機化合物排出施設、
一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、
特定粉じん排出作業

ばい煙発生施設等の届出状況

規制事務の実施状況

大気汚染物質排出量総合調査

【調査対象施設】(H25.4.1現在)
ばい煙発生施設(約22万)
(工場・事業者 約9万)

大気汚染物質の排出量調査

SO_x

NO_x

ばいじん

平成27年度実施
平成28年度集計

毎年

3年毎

環境省

良好な大気
環境の維持

大気環境行政推進のための基礎情報

NO₂、SPM、
光化学オキシ
ダント等対策

大気汚染物質の排出量等を的確に把握

大気汚染防止施策の実施

石綿の飛散防止対策の更なる強化

目的: 建築物等の解体等作業時の石綿の飛散事例が散見されることや、地方公共団体からの現行制度の更なる強化の要望を踏まえ、現行制度の見直しを行い、石綿の飛散防止対策を更に推進する。

事業内容

○ 改正大防法の施行状況に関する調査・検討

平成25年度に改正された大気汚染防止法(以下、改正法)に基づく、①建築物等の石綿の事前調査、②石綿除去作業中の大気濃度調査、③石綿除去作業完了後の検査、等について、モデル事業として1地方公共団体における実態調査を行い、調査結果を検討会において検証・評価を行う。

○ 改正法の国民、事業者等への周知

改正法を周知するための資料作成及び技術講習会の開催等を行う。

効果・目標

- ≫ 改正制度の運用状況を把握し、制度上の課題についての検証に資する。
- ≫ 改正法を広く周知することによって、効果的・効率的な制度運用を図る。



これらにより、改正制度における課題及びその対策が明確化されるとともに、事業者等における建築物等の解体等作業の適正実施の意識が向上し、建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止が一層図られる。

大気汚染防止規制等対策推進費(平成26年度) 18百万円(7百万円)

非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査

事業内容

下記措置の評価・検討の資料とするため、非常用発電施設稼働時における大気環境への影響を調査



規制改革実施計画 平成25年6月14日閣議決定

○エネルギー環境分野

・エネルギー供給・流通構造のレジリエンス

常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和

常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。

実施時期:平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置